

遠賀町家賃軽減支援金のお知らせ

◆申請期間 令和3年12月1日～令和4年1月31日【当日消印有効】

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少している町内事業者の事業継続を支援するため、遠賀町が独自で「遠賀町家賃軽減支援金」を交付します。

◆支援金の対象となる事業者 [【詳しい対象要件等は申請要領をご覧ください】](#)

次の要件を満たし、今後も事業継続の意思がある事業者が対象です。

- ① 遠賀町内に事業所または店舗等がある法人、個人事業者で、自らの事業のために賃料を支払っている土地・建物が遠賀町内にあること。
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年5月から10月までの期間（対象期間）の売上の減少率が、下記のいずれかに該当すること。
(ア) 対象期間のうち、いずれかの月の売上が前年または前々年の同月と比べて50%以上減少している。
(イ) 対象期間のうち、連続する2か月の売上が前年または前々年の同時期と比べて30%以上減少している。

なお、国の月支援金または福岡県中小企業者等月次支援金を受給している場合でも、上記の要件を満たす事業者である場合は、本支援金の交付対象となります。

※「福岡県感染拡大防止協力金」の給付対象となる飲食店は
遠賀町家賃軽減支援金の交付対象とはなりません。

法人：最大20万円 個人事業者：最大10万円

◆支援金の金額及び計算方法

	支援金の計算方法	支援金額
法人	支払賃料（月額）×2/3	最大20万円
個人事業者	支払賃料（月額）×2/3	最大10万円

※支払賃料（月額）が、法人は30万円、個人は15万円を超える場合は、最大交付額となります。

申請書類・申請方法等については裏面をご覧ください。

申請書類

次のすべての書類が必要となります。

【添付資料の詳細は申請要領をご覧ください】

- ① 交付申請書兼請求書【様式第1号】
- ② 誓約書【様式第2号】
- ③ 売上計算表【様式第3号】
- ④ 賃貸物件の契約書の写し※遠賀町内の賃貸物件の月額賃料が分かるもの
- ⑤ 令和3年5月から10月までの月ごとの売上が確認できる書類の写し
- ⑥ 確定申告書の写し※令和元年または令和2年の5月から10月の売上が確認できるもの
- ⑦ 法人：履歴事項全部証明書の写し
個人事業者：運転免許証又は健康保険証などの写し
- ⑧ 振込先通帳の写し
- ⑨ 提出書類チェックリスト

※国の「月次支援金」または「福岡県中小企業者等月次支援金」を受給した事業者および「遠賀町中小事業者等事業継続支援金」の交付決定を受けた事業者は、各支援金の決定通知書等の写しを添付することで、提出書類の一部を省略することができます。

※令和2年度に「遠賀町家賃軽減支援金」の交付を受けた事業者で、その際に申請した賃料と今回の賃料に変更がない場合、④賃貸物件の契約書を省略することができます。

申請方法

遠賀町公式ホームページから申請書等をダウンロードし、添付書類を添えて、郵送で申請をお願いします。（郵送料は申請者負担です。）

※申請書をダウンロードできない場合は、遠賀町駅前サービスセンター、遠賀町役場産業振興課、遠賀町商工会窓口で申請書を配布しています。

提出先

〒811-4307

遠賀町遠賀川一丁目6番5号（駅前サービスセンター内）

遠賀町役場 産業振興課 商工振興係 宛

◆支援金の振込時期について

申請書受理後、約2週間以内に支援金の振込を行います。なお、提出書類で要件が確認できない場合は、追加資料の提出をお願いし、交付決定に時間を要する場合があります。ご了承ください。

◆その他

詳細は、右のQRコードを読み取るか、遠賀町ホームページ「新型コロナウイルス感染症情報」⇒「新型コロナウイルス感染症関連情報」⇒「事業者の皆さまへ」より「遠賀町家賃軽減支援金」を選択してください。※申請書はこちらのページからダウンロードできます。



◆お問合せ先

遠賀町役場 産業振興課 商工振興係（駅前サービスセンター内）

☎ 093-293-8233（平日 午前9時～午後7時）



支援金等を装った詐欺にご注意ください。